

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	満 1 歳おめでとうカード発行リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	満 1 歳おめでとうカードを毎月満 1 歳を迎える乳幼児に送付するために利用する。	
記録項目	連番、宛名番号、氏名、カナ氏名、生年月日、郵便番号、住所	
記録範囲	毎月満 1 歳を迎える者	
記録情報の収集方法	情報政策課による該当者データの抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当資格管理台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法に基づく児童手当受給資格者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.福祉番号、2.所管区、3.住民区分、4.氏名カナ、5.氏名漢字、6.住所、7.方書、8.生年月日、9.年齢、10.宛名区分、11.消除日、12.認定番号、13.認定請求受理日、14.在留期限、15.市民日、16.請求事由、17.書類不備、18.認定年月日、19.支給開始年月、20.却下年月日、21.却下事由、22.変更届受理日、23.差止(停止)年月日、24.減額届受理日、25.額改定請求受理日、26.消滅届受理日、27.消滅事由、28.消滅年月日、29.現況消滅(時効)日、30.保険種別、31.取得日、32.年金種別、33.加入日、34.金融機関、35.店舗、36.種目、37.口座番号、38.口座名義人、39.関係者氏名カナ、40.関係者氏名漢字、41.関係者職業、42.児童氏名カナ、43.児童氏名漢字、44.住民区分、45.宛名区分、46.生年月日、47.年齢、48.性別、49.関係区分、50.在留期限、51.留学開始年月、52.住基続柄、53.続柄、54.同居、55.別居理由、56.生計同一、57.監護有無、58.支給開始年月、59.消滅年月、60.請求事由、61.消滅事由、62.住所、63.方書、64.市民日、65.消除日、66.改定年月、67.被用区分、68.判定区分、69.児童数、70.手当月額、71.処理年月日、72.現況届年度、73.現況届作成年月日、74.現況届受理年月日、75.現況時被用区分、76.現況届処理状態、77.年金照会状況、78.個人番号、79.連絡先、80.給付金支給状況、81.所得額合計、82.控除額合計、83.控除後所得額、84.扶養親族等合計、85.扶養親族等老年者、86.所得税法に規定する扶養親族等でない児童数、87.所得制限限度額、88.所得上限限度額	
記録範囲	児童手当の認定を受けた者	
記録情報の収集方法	児童手当法施行規則に基づき本人から提出される申請書等、本人からの聞き取り、他の地方公共団体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであ	非該当	

る旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当支給対象者リスト	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法に基づく、受給資格者への児童手当支給事務のために利用する。	
記録項目	1.口座名義人、2.金融機関コード、3.金融機関名、4.支店コード、5.支店名、6.種目、7.口座番号、8.児童手当受給資格者氏名カナ、9.児童手当受給資格者氏名漢字、10.生年月日、11.性別、12.対象月、13.支払額、14.認定番号、15.福祉台帳番号、16.住所区名	
記録範囲	児童手当の支給対象者	
記録情報の収集方法	児童手当法施行規則に基づき本人から提出される申請書等、および本人からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当窓口受付台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法施行規則に基づく届出の提出状況を記録するために利用する。	
記録項目	1.受付区、2.認定番号、3.受付日、4.氏名、5.生年月日、6.認定・改定年月・消滅年月、7.申請内容、8.保留番号、9.保留解除日、10.所得提出、11.保険証提出、12.口座提出、13.消滅提出、14.住民票提出、15.その他、16.備考、17.起案日、18.担当主査確認日、19.郵送着日、20.支払月、21.遡及有無、22.送付日、23.処理状況、24.督促発送日、25.福祉番号、26.児童氏名、27.施設名	
記録範囲	児童手当の申請をした者	
記録情報の収集方法	児童手当法施行規則に基づき本人から提出される申請書等、および本人からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備 考	
-----	--

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当現況届受付台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法施行規則に基づく現況の届出の提出状況を記録するために利用する。	
記録項目	1.受付日、2.受付 No、3.認定番号、4.氏名、5.保険証提出要否、6.年金照会要否、7.1月1日以降市外転入の有無、8.別居監護児童の有無、9.未成年後見人の有無、10.維持の有無、11.個人番号の要否	
記録範囲	児童手当を受給中の者	
記録情報の収集方法	児童手当法施行規則に基づき本人から提出される申請書等、本人からの聞き取り、他の地方公共団体からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給者データベース	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当法に基づく受給者の資格要件や認定、決定、受給等の履歴の記録・確認のために利用する。	
記録項目	1.福祉番号、2.住所、3.郵便番号、4.住民区分、5.氏名、6.生年月日、7.年齢、8.性別、9.個人番号、10.住民番号、11.証書番号、12.認定請求年月日、13.支給開始年月、14.口座情報、15.市民日、16.市外転入日、18.請求事由、19.口座情報、20.支給制限開始年月、21.支給制限基準、22.制限開始月手当額、23.差止年月日、24.喪失（却下）年月日、25.現況喪失（時効）年月日、26.当初開始日、28.喪失（却下）事由、29.受給者区分、30.在留資格、31.在留期限、32.児童氏名、33.児童生年月日、34.児童年齢、35.児童性別、36.児童住民区分、37.児童在留資格、38.児童在留期限、39.児童住基続柄、40.児童関係区分、41.児童事由発生日、42.児童支給開始年月、43.児童非該当日、44.児童該当事由、45.児童当初開始日、46.児童非該当自由、47.障害有無、48.同居別居、49.児童住所、50.児童市民日、51.児童父氏名、52.児童母氏名、53.所得情報、54.扶養義務者氏名、55.扶養義務者所得情報、56.養育費、57.年金停止額、	
記録範囲	児童扶養手当認定を受けた者	
記録情報の収集方法	本人および条例第7条第2項第1号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情	（名 称）—	

報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ひとり親世帯臨時特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給する	
記録項目	1.識別番号、2.個人番号、3.氏名、4.性別、5.住所・電話番号、6.生年月日・年齢、7.本籍・国籍、8.印鑑、9.健康保険証、10.公的年金加入状況、11.職業・職歴、12.所得・収入、13.口座情報、14.養育費、15.障害有無、16.家庭状況、17.居住状況、18.公的扶助、19.婚姻有無	
記録範囲	①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金給付等受給者（児童扶養手当全額停止者） ③家計急変者	
記録情報の収集方法	本人および条例第7条第2項第1号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が	—	

含まれているときはその旨	
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	熊本市児童扶養手当臨時特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、熊本市児童扶養手当臨時特別給付金を支給する。	
記録項目	1.識別番号、2.個人番号、3.氏名、4.性別、5.住所・電話番号、6.生年月日・年齢、7.本籍・国籍、8.印鑑、9.健康保険証、10.公的年金加入状況、11.職業・職歴、12.所得・収入、13.口座情報、14.養育費、15.障害有無、16.家庭状況、17.居住状況、18.公的扶助、19.婚姻有無	
記録範囲	令和２年８月までに令和２年６月分の児童扶養手当の支給を受ける者	
記録情報の収集方法	本人および条例第７条第２項第１号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が	—	

含まれているときはその旨	
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、低所得者層に限定せずに中間所得者層も含め、児童手当受給世帯に臨時・特別の一時金を支給する。	
記録項目	1.識別番号、2.個人番号、3.氏名、4.性別、5.住所・電話番号、6.生年月日・年齢、7.本籍・国籍、8.印鑑、9.健康保険証、10.公的年金加入状況、11.職業・職歴、12.所得・収入、13.口座情報、14.養育費、15.障害有無、16.家庭状況、17.居住状況、18.公的扶助、19.婚姻有無	
記録範囲	令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当受給者	
記録情報の収集方法	本人および条例第７条第２項第１号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親及びその他の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、支給するもの。	
記録項目	1.識別番号、2.個人番号、3.氏名、4.性別、5.住所・電話番号、6.生年月日・年齢、7.本籍・国籍、8.印鑑、9.健康保険証、10.公的年金加入状況、11.職業・職歴、12.所得・収入、13.口座情報、14.養育費、15.障害有無、16.家庭状況、17.居住状況、18.公的扶助、19.婚姻有無	
記録範囲	（ひとり親） （ア）令和３年４月分の児童扶養手当受給者の方 （イ）公的年金等を受給していることにより、令和３年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当する。） （ウ）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 （ひとり親以外） ① 令和３年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和３年度分の住民税均等割が非課税である方 ② ①のほか、対象児童（平成１５年４月２日（特別児童扶養手当の算定基礎となっている児童の場合は平成１３年４月２日）から令和４年２月２８日までの間に出生した児童）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方 ・令和３年度分の住民税非課税均等割が非課税である方 ・令和３年１月１日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和３年度分の住民税非課税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方	
記録情報の収集方法	本人および条例第７条第２項第１号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファ	

	イル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	こども医療費助成支払い対象者一覧（償還）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	子どもの健康の保持及び健全な育成並びに養育者の経済的支援を図るため、中学３年生までの子どもの医療費を助成するために利用するもの。	
記録項目	項番、請求年月、調整年月、支払年月、支給区分、削除、エラー分類コード、エラー分類名、受付区、所管区、受給者記号、受給者番号、医療機関コード、頁、明細番号、診療年月、診療区分、保険者番号、総点数、一部負担金、高額療養費、公費番号、公費負担額、附加給付額、差額、助成額、患者負担額、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、オンライン更新日	
記録範囲	こども医療費助成を受けた者	
記録情報の収集方法	こども医療費助成規則に基づき本人から提出される申請書、領収書、保険者から回答される同意書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	こども医療費助成支払い対象者一覧（現物）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	子どもの健康の保持及び健全な育成並びに養育者の経済的支援を図るため、中学３年生までの子どもの医療費を助成するために利用するもの。	
記録項目	項番、請求年月、調整年月、支払年月、支給区分、削除、エラー分類コード、エラー分類名、受付区、所管区、受給者記号、受給者番号、医療機関コード、頁、明細番号、診療年月、診療区分、保険者番号、総点数、一部負担金、高額療養費、公費番号、公費負担額、附加給付額、差額、助成額、患者負担額、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、オンライン更新日	
記録範囲	こども医療費助成を受けた者	
記録情報の収集方法	こども医療費助成規則に基づき本人から提出される申請書、領収書、保険者から回答される同意書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備 考	
-----	--

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	こども医療費助成申請書（償還）受付簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	子どもの健康の保持及び健全な育成並びに養育者の経済的支援を図るため、中学３年生までの子どもの医療費を助成するために利用するもの。	
記録項目	受付場所、申請日、№、申請書枚数、総数、記号・番号、氏名、送付日	
記録範囲	こども医療費助成を受けた者	
記録情報の収集方法	こども医療費助成規則に基づき本人から提出される申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ひとり親医療費助成支払い対象者一覧（償還）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的として、受給資格者が医療機関に支払う一部負担金の一部を助成するために利用するもの。	
記録項目	項番、請求年月、調整年月、支払年月、支給区分、削除、エラー分類コード、エラー分類名、受付区、所管区、受給者記号、受給者番号、医療機関コード、頁、明細番号、診療年月、診療区分、保険者番号、総点数、一部負担金、高額療養費、公費番号、公費負担額、附加給付額、差額、助成額、患者負担額、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、オンライン更新日	
記録範囲	ひとり親家庭等医療費助成を受けた者	
記録情報の収集方法	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則に基づき本人から提出される申請書、領収書、保険者から回答される同意書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が	—	

含まれているときはその旨	
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ひとり親医療費助成支払い対象者一覧（現物）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的として、受給資格者が医療機関に支払う一部負担金の一部を助成するために利用するもの。	
記録項目	項番、請求年月、調整年月、支払年月、支給区分、削除、エラー分類コード、エラー分類名、受付区、所管区、受給者記号、受給者番号、医療機関コード、頁、明細番号、診療年月、診療区分、保険者番号、総点数、一部負担金、高額療養費、公費番号、公費負担額、附加給付額、差額、助成額、患者負担額、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、オンライン更新日	
記録範囲	ひとり親家庭等医療費助成を受けた者	
記録情報の収集方法	熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則に基づき本人から提出される申請書、領収書、保険者から回答される同意書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備 考	
-----	--

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子育て世帯への臨時特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和３年１１月１９日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受けて、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を切り拓く観点から、児童手当受給の年収要件を満たしている世帯に対し、子ども１人あたり１０万円相当の給付を行うもの。	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.住所・電話番号、4.生年月日・年齢、5.所得・収入、6.銀行口座、7 家族状況	
記録範囲	【児童手当受給世帯等】 ①熊本市からの９月分児童手当受給者（入所施設管理者を含む） ②住民票が熊本市にある公務員（職場からの児童手当受給者） ③①②以外的高校生（１６歳～１８歳）、新生児の養育者	
記録情報の収集方法	本人および条例第７条第２項第１号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ	—	

る期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子育て世帯生活支援特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和４年４月２８日に閣議決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受けて、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律５万円の現金を給付するもの。	
記録項目	1.個人番号、2.氏名、3.性別、4.住所・電話番号、5.生年月日・年齢、6.職業・職歴、7.所得・収入、8.銀行口座、9.家族状況	
記録範囲	【低所得のひとり親世帯】 ①熊本市からの令和４年４月分の児童扶養手当受給者 ②直近で収入が減少した世帯等 【その他低所得の子育て世帯】 ③熊本市からの令和４年４月分から令和５年３月分の児童手当受給者で令和４年度分の住民税均等割が非課税である者 ④熊本市からの令和４年４月分から令和５年３月分の特別児童扶養手当受給者で令和４年度分の住民税均等割が非課税である者 ⑤高校生のみ養育世帯で令和４年度分の住民税均等割が非課税である者 ⑥直近で収入が減少した世帯等	
記録情報の収集方法	本人および条例第７条第２項第１号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名	（名 称）— （所在地）—	

称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和4年7月4日付子家福第223号通知に基づき、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響により困難な状況にある低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、低所得のひとり親世帯に対し、第一子2万円、第二子以降5千円の現金を給付するもの。	
記録項目	1.個人番号、2.氏名、3.性別、4.住所・電話番号、5.生年月日・年齢、6.職業・職歴、7.所得・収入、8.銀行口座、9.家族状況	
記録範囲	①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和4年5月24日付子発第0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）の第2に規定される支給対象者のうち、熊本市内で既に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者 ②「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月24日付子発第0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）の第2に規定される支給対象者のうち、熊本市内で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を受けたひとり親世帯に該当する者	
記録情報の収集方法	本人および条例第7条第2項第1号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであ	非該当	

る旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	令和５年度子育て世帯生活支援特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国給付金）」を支給することが令和５年３月２２日に閣議決定され、児童一人当たり一律５万円の現金を給付するもの。	
記録項目	1.個人番号、2.氏名、3.性別、4.住所・電話番号、5.生年月日・年齢、6.職業・職歴、7.所得・収入、8.銀行口座、9.家族状況	
記録範囲	【低所得のひとり親世帯】 ①熊本市からの令５年３・４月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等の受給により令和５年３月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方 【その他低所得の子育て世帯】 ④熊本市から「令和４年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」を受給した方 ⑤上記④のほか、平成１７年４月２日（特別児童扶養手当支給対象児童については平成１５年４月２日）から令和６年２月２９日までに生まれた児童を養育する父母等であって、基準日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	
記録情報の収集方法	本人および条例第７条第２項第１号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を	（名 称）—	

受ける組織の名称及び所在地	(所在地) —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	令和５年度熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金台帳	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	令和５年４月１８日付子家福第３４号通知に基づき、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響により困難な状況にある低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、低所得のひとり親世帯に対し、第一子２万円、第二子以降５千円の現金を給付するもの。	
記録項目	1.個人番号、2.氏名、3.性別、4.住所・電話番号、5.生年月日・年齢、6.職業・職歴、7.所得・収入、8.銀行口座、9.家族状況	
記録範囲	【低所得のひとり親世帯】 ①令和５年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国給付金）（ひとり親世帯分）の支給を受けた方 【その他低所得の子育て世帯】 ①令和５年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国給付金）（ひとり親世帯分）の支給を受けた方	
記録情報の収集方法	本人および条例第７条第２項第１号に該当するもの、および、国又は他の地方公共団体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報	—	

報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	在園児データ
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課
個人情報ファイルの利用目的	子ども子育て支援法に基づく認定および保育所等・幼稚園利用者管理のため
記録項目	1.施設管理区、2.居住区、3.入所区分、4.受託、5.解除日、6.児童コード、7.支給認定番号、8.決定番号、9.児童名（カナ）、10.児童名（漢字）、11.生年月日、12.クラス年齢、13.満年齢、14.性別、15.支給認定区分、16.契約認定区分、17.認定開始日、18.認定終了日、19.実施開始日、20.実施終了日、21.保育必要量区分、22.保育必要量区分、23.保育必要量区分、24.事業所番号、25.施設名、26.事業、27.入所要件、28.当月従業員枠、29.世帯コード、30.入力ある世帯コード数、31.住所、32.算定市階層、33.均等割、34.所得割、35.利用者負担額、36.DV 住基連携、37.仮/本算定、38.生保、39.母・父子、40.障がい、41.多子無料フラグ、42.同時入所者数、43.多子軽減人数、44.兄弟同時利用、45.多子確認フラグ、46.送付先保護者名、47.〒、48.送付先、49.国の幼児無償化軽減対象、50.国の無償化全・半区分、51.4 月市階層、52.4 月全・半区分、53.4 月納付区分、54.4 月利用者負担額、55.5 月市階層、56.5 月全・半区分、57.5 月納付区分、58.5 月利用者負担額、59.6 月市階層、60.6 月全・半区分、61.6 月納付区分、62.6 月利用者負担額、63.7 月市階層、64.7 月全・半区分、65.7 月納付区分、66.7 月利用者負担額、67.8 月市階層、68.8 月全・半区分、69.8 月納付区分、70.8 月利用者負担額、71.9 月市階層、72.9 月全・半区分、73.9 月納付区分、74.9 月利用者負担額、75.10 月市階層、76.10 月全・半区分、77.10 月納付区分、78.10 月利用者負担額、79.11 月市階層、80.11 月全・半区分、81.11 月納付区分、81.11 月利用者負担額、83.12 月市階層、84.12 月全・半区分、85.12 月納付区分、86.12 月利用者負担額、87.1 月市階層、88.1 月全・半区分、89.1 月納付区分、90.1 月利用者負担額、91.2 月市階層、92.2 月全・半区分、93.2 月納付区分、94.2 月利用者負担額、95.3 月市階層、96.3 月全・半区分、97.3 月納付区分、98.3 月利用者負担額、99.副食費、100.公私区分
記録範囲	保育所等を利用する 0 歳～就学前までの子ども 施設給付型幼稚園を利用する 3 歳～就学前までの子ども
記録情報の収集方法	本人提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	各区役所 保健こども課 教育委員会 指導課※ 各保育所等※ 各施設給付型幼稚園※ ※在園児データとして一部を提供

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	保育所等の利用に係るマニュアル処理ファイルは、施設が所在する区の保健こども課が所有。 施設給付型幼稚園の利用に係るマニュアル処理ファイルは、保育幼稚園課が所有。	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	園メモ_分納滞納管理簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	子ども子育て支援法に基づく利用者負担額及び副食費の収納状況を管理し、滞納者（退園時、卒園児を含む）に対し納入指導を行うため	
記録項目	1.児童コード、2.児童名、3.保護者氏名、4.電話番号、5.滞納年度、6.誓約年度、7.口座分納、8.最終納付日、9.最終誓約日、10.滞納額を含む連絡内容	
記録範囲	保育所等を利用する0歳～就学前までの子ども（退園時、卒園児を含む）のうち、利用者負担額及び副食費の滞納がある子どもの収納状況	
記録情報の収集方法	収納状況からの参照及び本人からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	収納状況一覧
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課
個人情報ファイルの利用目的	子ども子育て支援法に基づく利用者負担額及び副食費の収納状況の管理のため
記録項目	1.子育て共通－市町村コード、2.子育て共通－サブシステムコード、3.編集一年月度、4.基本－クラス年齢基準日、5.基本－クラス年齢、6.基本－年齢基準日、7.基本－年齢、8.検索宛名－氏名カナ情報、9.検索宛名－氏名漢字情報、10.検索宛名－生年月日、11.検索宛名－性別、12.検索宛名－性別－名称、13.検索宛名－住所漢字、14.検索宛名－方書漢字、15.検索宛名－納付管理人－氏名カナ情報、16.検索宛名－納付管理人－氏名漢字情報、17.検索宛名－納付管理人－住所漢字、18.検索宛名－納付管理人－方書漢字、19.調定－税目コード、20.調定－税目コード－名称、21.調定－賦課年度、22.調定－課税年度、23.調定－通知書番号、24.調定－期別、25.調定－金額詳細、26.調定－金額詳細－名称、27.調定－SEQ番号、28.調定－納付管理人宛名コード、29.調定－事業年度開始日、30.調定－サービス種類、31.調定－サービス種類－名称、32.調定－自治体識別コード、33.調定－予備コード、34.調定－徴収区分、35.調定－法定納期限、36.調定－居住区、37.調定－施設管理区、38.調定－事業所番号、39.調定－決定事業所－名称、40.調定－決定事業所－略称、41.調定－公私区分、42.調定－公私区分－名称、43.収納納付情報－調本税、44.収納納付情報－調延滞金、45.収納納付情報－調督促手数料、46.収納納付情報－調加算金、47.収納納付情報－納本税、48.収納納付情報－納延滞金、49.収納納付情報－納督促手数料、50.収納納付情報－納加算金、51.収納納付情報－最新納付日、52.収納納付情報－還付額、53.収納納付情報－充当受額、54.収納納付情報－充当払額、55.収納納付情報－組替受額、56.収納納付情報－組替払額、57.収納納付情報－未納フラグ、58.収納納付情報－滞納フラグ、59.収納納付情報－最新消し込み日、60.収納納付情報－公示送達日、61.収納納付情報－未納額、
記録範囲	保育所等を利用する0歳～就学前までの子ども（退園時、卒園児を含む）のうち、利用者負担額及び副食費の収納状況
記録情報の収集方法	本人からの支払い、指定金融機関からの収集、コンビニ収納代行からの収集、委託会社からの収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症に伴う還付名簿（R2～4年度）
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症に伴う利用者負担額及び副食費の日割り減額による還付のため
記録項目	1.通知書番号、2.事業所番号、3.施設名称、4.居住区、5.施設管理区、6.入所区分、7.児童氏名、8.〒番号、9.送付先住所、10.収納方法、11.納付管理人宛名番号、12.振込先口座申出書 提出日、13.振込先 金融機関コード（4桁）、14.振込先 金融機関名称、15.振込先 支店コード、16.振込先 支店名称、17.他銀行名（半角カナ）、18.他銀行支店名（半角カナ）、19.預金種目（1＝普通預金）、20.振込先 口座番号（7桁）、21.口座名義（30桁まで）（半角カナ）、22.4月変更前 保育料、23.4月変更後 保育料、24.4月還付額、25.4月還付日、26.還付日（仮）、27.還付日（統合）、28.5月変更前 保育料、29.5月変更後 保育料、30.5月還付額、31.5月還付日、32.還付日（仮）、33.還付日（統合）、34.6月変更前 保育料、35.6月変更後 保育料、36.6月還付額、37.6月還付日、38.還付日（仮）、39.還付日（統合）、40.7月変更前 保育料、41.7月変更後 保育料、42.7月還付額、43.7月還付日、44.還付日（仮）、45.還付日（統合）、46.8月変更前 保育料、47.8月変更後 保育料、48.8月還付額、49.8月還付日、50.還付日（仮）、51.還付日（統合）、52.9月変更前 保育料、53.9月変更後 保育料、54.9月還付額、55.9月還付日、56.還付日（仮）、57.還付日（統合）、58.10月変更前 保育料、59.10月変更後 保育料、60.10月還付額、61.10月還付日、62.還付日（仮）、63.還付日（統合）、64.11月変更前 保育料、65.11月変更後 保育料、66.11月還付額、67.11月還付日、68.還付日（仮）、69.還付日（統合）、70.12月変更前 保育料、71.12月変更後 保育料、72.12月還付額、73.12月還付日、74.還付日（仮）、75.還付日（統合）、76.1月変更前 保育料、77.1月変更後 保育料、78.1月還付額、79.1月還付日、80.還付日（仮）、81.還付日（統合）、82.2月変更前 保育料、83.2月変更後 保育料、84.2月還付額、85.2月還付日、86.還付日（仮）、87.還付日（統合）、88.3月変更前 保育料、89.3月変更後 保育料、90.3月還付額、91.3月還付日、92.還付日（仮）、93.還付日（統合）
記録範囲	保育所等を利用する0歳～2歳までの子ども（退園時、卒園児を含む）のうち、利用者負担額及び副食費の還付額及び還付状況
記録情報の収集方法	収納状況からの収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	会計総室
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課 (情報公開窓口) (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	施設等利用給付認定児童一覧	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	幼児教育・保育無償化に伴う、無償化の認定手続きのため	
記録項目	1.施設管理区 2.施設管理区－名称 3.宛名コード 4.児童氏名カナ 5.児童氏名漢字 6.生年月日 7.住基消除日 8.申請日 9.異動日 10. 申込日 11.居住区 12.支給認定区分 13.支給認定区分-名称 14.認定 申請状況 15.認定申請状況-名称 16.保護者宛名コード 17.保護者氏 名カナ 18.保護者氏名漢字 19.郵便番号 20.住所漢字情報 21.方書 漢字情報 22.住記定住日 23.保護者住記消除日 24.認定日 25.認定 開始日 26.認定終了日 27.保育必要事由 28.保育必要事由-名称 29. 保育必要区分 30.保育必要区分-名称 31.認定者番号 32.支給認定証 発行日 33.予備メモ情報（施設名） 34.所得確認対象者漢字氏名 35. 市民税 36.市民税均等割額 37.市民税所得割額 38.PKG 予備金額 39.施設等利用給付認定児童一覧-市民税の合計 40.施設等利用給付認定 児童一覧-市民税均等割額の合計 41.施設等利用給付認定児童一覧-市民 税所得割額の合計 42.施設等利用給付認定児童一覧-PKG 予備金額の合 計 43.福祉世帯可能性有 44.所得情報取得-市民税の合計 45.所得情 報取得-市民税均等割額の合計 46.所得情報取得-市民税所得割額の合計 47.所得情報取得-PKG 予備金額の合計	
記録範囲	幼稚園部分の預かり保育の利用者、認可外保育施設等の利用者	
記録情報の収集方法	本人提出の子育てのための施設等利用給付認定申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	各区役所 保健こども課 各保育所等※ 各施設給付型幼稚園※ ※認定児童一覧として一部を提供	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口）	

受ける組織の名称及び所在地	(所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（本荘保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（横手保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（白山保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（京塚保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（京町台保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（城東保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（池上保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（小島保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（春日保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児台帳（清水保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児台帳（中島保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児台帳（幸田保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（健軍保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園児名簿（麻生田保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園台帳（西里保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.住所 6.卒園年月日 7.住所	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	修了台帳（山本保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.証書番号 2.氏名 3.生年月日 4.保護者名 5.保育期間 6.住所 7.進学先	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園台帳（豊田保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.証書番号 2.氏名 3.生年月日 4.保護者氏名 5.住所 6.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園修了台帳（田底保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.進学先 6.保育期間 7.住所 8.担任名	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	卒園台帳（菱形保育園）	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども育成部保育幼稚園課	
個人情報ファイルの利用目的	保育証書発行手続きのため（卒園証書）	
記録項目	1.通し番号 2.園児名 3.生年月日 4.保護者名 5.入園年月日 6.保育期間 7.住所 8.担任名 9.進学先	
記録範囲	本園で保育を受けたもの（本園を卒園したもの）	
記録情報の収集方法	保護者提出の教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子どもの発達相談	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局こども福祉部こども発達支援センター	
個人情報ファイルの利用目的	こども発達支援センター条例に基づく相談業務における相談の履歴の記録、確認のために利用	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 相談日、6 相談内容、7 相談経路、8 紹介機関、9 診断名、10 検査結果	
記録範囲	こども発達支援センターで相談を受けた者	
記録情報の収集方法	本人及び家族からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） (所在地) 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) — (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童相談情報管理システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども局児童相談所	
個人情報ファイルの利用目的	・ 児童相談所では対応した児童の個別ケース記録 ・ 児童福祉法に基づく児童措置費負担金算算定	
記録項目	児童氏名、生年月日、性別、家族氏名、住所、相談内容、対応内容、重度心身障害の有無	
記録範囲	・ 熊本市在住で、虐待、ぐ犯行為等で児童相談所が対応した児童	
記録情報の収集方法	A ネットに基づく住民情報、本人・家族・学校等からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	・ 入所する児童養護施設 ・ ケース移管する場合、相手方児童相談所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）熊本市総務局行政管理部法制課（情報公開窓口） （所在地）〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）— （所在地）—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		